

鳥獣保護区制度の概要

鳥獣保護区は、鳥獣の保護の見地から「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき指定されます。

鳥獣保護区は、環境大臣が指定する国指定鳥獣保護区と、都道府県知事が指定する都道府県指定鳥獣保護区の2種類があります。

環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又はその生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区に指定することができます。

鳥獣保護区内においては、狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されます。

区 分	制度の概要	規制の概要	存続期間
鳥獣保護区 (法第 28 条)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟が認められない。 	<ul style="list-style-type: none"> 20 年以内 期間は更新が可能
特別保護地区 (法第 29 条)	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の区域内において、鳥獣の保護及びその生息地の保護を図るため、必要があると認められる地域に指定するもの。 	<p>【許可が必要な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築等 水面の埋立、干拓 木竹の伐採 <p>※ 1 ha 以下の埋立、干拓や住宅の設置など鳥獣の保護に支障がない行為として政令に定める許可不要の行為がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区の存続期間の範囲内
特別保護指定区域 (令第 2 条)	<ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区の区域内において、人立入り、車両の乗り入れ等により、保護対象となる鳥獣の生息、繁殖等に悪影響が生じる恐れのある場所について指定するもの。 	<p>【許可が必要な行為】</p> <ul style="list-style-type: none"> 植物の採取、動物の捕獲等 火入れ又はたき火 車馬の使用 動力船の使用 犬等を入れること 撮影、録画等 野外レクリエーション等 	<ul style="list-style-type: none"> 特別保護地区において、区域と期間を定める。

鳥獣保護区の指定状況

区 分		国 指 定		都道府県指定	
		箇所数	面積(千ha)	箇所数	面積(千ha)
富山県	鳥獣保護区	1	65	39	43
	うち特別保護地区	1	14	9	2
	うち特別保護指定区域			1	(3ha)

※令和5年4月1日現在

鳥獣保護区等の指定に伴う規制等

行 為	非鳥獣保護区	特例休猟区	特定猟具使用 禁止区域(銃)	鳥獣保護区	特別保護地区	特別保護 指定区域	備 考
狩 猟 (通常11/15～2/15)	規制なし	イナシ・ニホンジカ のみ狩猟可	銃猟のみ規制	狩猟できない	狩猟できない	狩猟できない	
有害鳥獣捕獲	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	実施できる	
立木竹の伐採	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
工作物の設置	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
土地の形質の変更	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	規制あり	
受忍義務	なし	なし	なし	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	鳥獣の育成及び 保護繁殖に必要な 施設の設置	
・植物の採取、動物の捕獲等 ・火入れ又はたき火 ・車馬の使用 ・動力船の使用 ・犬等を入れること ・撮影、録画等 ・野外レクリエーション等	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制なし	規制あり	・道路、広場その 他の公共の場所 において行うも のは除く。 ・農林漁業を営 むために行うも のを除く